

企業の皆様へ 新型コロナウイルス感染症対策への御協力をお願いします！

新型コロナウイルス感染症は、府民の皆様の命や健康、そして生活そのものに大きな影響を及ぼしています。

医療従事者の皆様は、新型コロナウイルスとの闘いの最前線で、日夜活動いただいております。子どもたちは、普段通りの学校生活を送ることができず、不安を抱えながらの暮らしを余儀なくされています。

このような中、京都府では、医療・療養の現場で働く方々や、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子どもたちとその家庭などを支援するために、「新型コロナウイルス感染症対策応援寄附金」の募集を始めました。

いただいた寄附金は、新たに創設します「京都府新型コロナウイルス感染症対策応援基金」に積み立て、新型コロナウイルス感染症対策に有効に活用させていただきます。

皆様からの温かいご支援を心からお願い申し上げます。

京都府知事 西脇 隆俊



◎寄附金の募集に関するホームページはこちらから！

<http://www.pref.kyoto.jp/somucho/news/coronakifukin.html>



是非、皆様からの温かいご支援を
よろしくお願いします！



詳しくは裏面へ

寄附金の使いみち

- ・医療又は療養の現場で働く方々への支援
- ・新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子どもたちとその家庭への支援
- ・その他の新型コロナウイルス感染症対策に関する支援

※複数の使いみちをお選びいただくことも可能です。

寄附の方法

○電子申請システムからの申込み

電子申請システムの寄附申込書画面に必要事項をご入力いただき、お申込みください。
(右のQRコードからご入力いただけます。)



○郵送、FAX、電子メールによる申込み

京都府ホームページから寄附申込書をダウンロードし、必要事項をご記入いただき、下記お申込み先まで送付してください。

○ふるさと納税サイト「さとふる」からの申込み

ふるさと納税サイト「さとふる」からお申込みください。クレジットカード払いなどの電子決済による納付が可能です。

(右のQRコードからお申込み及び納付(電子決済)いただけます。)



寄附に係る税制上の優遇措置

個人の場合には、ふるさと納税の対象となりますので、寄附額のうち2,000円を超える部分につきまして、一定の上限まで、原則として所得税と個人住民税の寄附控除が受けられます。

法人の場合には、寄附金の全額が損金算入され、所得に係る税額の約3割が軽減されます。

返礼品について

皆様からいただきました寄附金につきましては、そのすべてを新型コロナウイルス感染症対策に活用させていただきますので、返礼品はご用意しておりませんが、ご理解をいただきますようお願いいたします。

お問い合わせ・お申込み

京都府総務部総務調整課

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

TEL:075-414-4032 FAX:075-414-4048

e-mail:somucho@pref.kyoto.lg.jp